

公文書館通信

Vol.14 (令和3年8月発行)

今年度の簿冊引継ぎに関する作業が、7月からスタートしていますが、皆さんは、公文書の引継ぎに関する流れをきちんと理解していただいているでしょうか？

今回のメールマガジンでは、公文書引継ぎの流れ・注意点や簿冊の引継ぎ件数・利用請求の件数を皆さんにお伝えします。

また、8月23日から9月30日までの期間で、「令和3年度 歴史的に重要な公文書等の適正管理に係る自己点検」の実施について依頼していますので、対応をお願いします。

簿冊引継ぎの大まかな流れは次のとおりです。

1 廃棄対象簿冊のリスト作成 (政策法務課)

政策法務課書庫に保管されている簿冊で保存期間が満了したもの
各所属で保管されている簿冊で保存期間が満了したもの

2 各所属へ廃棄対象簿冊に関する意向照会 (政策法務課→各所属)

廃棄・公文書館引継・所属引継に係る意向照会

3 廃棄対象簿冊に関する意見の募集 (政策法務課→県民等)

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条の規定に基づき廃棄対象簿冊を公表

4 評価選別 (公文書館)

廃棄対象簿冊のうち将来に引き継ぐべき歴史公文書等を選別します。
歴史公文書等とは…県民の知る権利を保障し、地域の歴史を後世に伝えていく資料。
業務で利用する期間が過ぎても永久に保存すべき重要な公文書等。

5 引継簿冊・廃棄簿冊の決定 (政策法務課)

6 引継・排架 (政策法務課・各所属→公文書館)

<注意点>

- 個人が行う様々な免許(知事が行う免許等で更新のあるもの)や申請書等及びそれに対する承認等は原則、歴史公文書等には該当しません。公文書館に引き継げないので、**所属(所管課)で適切に保管**していただくようお願いします。

【例】麻薬取扱者免許、狩猟免許、宅地建物取引業者免許などに係る簿冊

- 文書管理システムで「完結処理」を行わないと、保存期間がスタートせずに、いつまでも廃棄対象簿冊になりません。

【例】平成20年度に完結した保存期間10年の簿冊が、平成21年度に完結処理されていれば、令和2年度の廃棄対象簿冊にリストアップされるが、令和3年度になっても完結処理されていなければ、未完結簿冊の扱いとなる。

- 簿冊の完結予定日以降の日付に決裁された起案を簿冊に綴込みする場合は、必ず完結予定日の変更(決裁日の属する年度の年度末に変更)をしてください。

【例】△△□□綴(完結予定日:令和3年3月31日)に、令和3年5月10日に決裁された起案を綴込みする場合は、簿冊の完結予定日を令和4年3月31日に変更する。

<引継簿冊及び利用請求の件数>

表1は、過去5年間に特定歴史公文書として公文書館に引き継がれた簿冊の件数を整理したものです。毎年大量の簿冊を引き継いでおり、10年後には公文書館の書庫が満杯になる見込みです。

表2は、過去5年間に一般県民等から公文書館に特定歴史公文書等の利用請求があった状況をまとめたものです。特定歴史公文書として公文書館に引き継がれた簿冊は、「鳥取県公文書等の管理に関する条例」第13条の規定に基づき、一般県民等の利用に供されます。

表1 (引継簿冊の件数)

年度	保存期間満了簿冊	公文書館引継簿冊
平成28年度	31,315件	535件
平成29年度	31,895件	482件
平成30年度	32,246件	521件
令和元年度	39,753件	1,176件
令和2年度	37,287件	836件

※簿冊に分冊がある場合も1件とカウント。

表2 (利用請求の件数)

年度	請求者数	請求件数	利用決定区分件数		
			全部利用	部分利用	利用制限
平成28年度	56人	264件	262件	2件	0件
平成29年度	44人	214件	183件	31件	0件
平成30年度	61人	714件	703件	11件	0件
令和元年度	93人	506件	497件	9件	0件
令和2年度	358人	1,010件	989件	21件	0件

[参考] 個人情報で、一定の期間は当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる場合に限り、部分利用としています。その判断基準は次のとおりです。

特定歴史公文書に記録されている情報	一定の期間	該当する可能性のある情報の例
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族、婚姻又は本籍 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁固以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態